

2010年7月20日

大阪府教育委員会 様

新勤評反対訴訟団

原告団長 中谷 隆

事務局長 井前弘幸

全教職員を対象にした「教職員の評価・育成システム」に関する アンケートの実施を要求する質問書・要望書

貴委員会は、7月15日付けで府立学校校長・准校長、各市町村教育委員会、各市町村立学校校長に対して、「教職員の評価・育成システム」に関するアンケート(以下「府教委アンケート」)の実施について依頼し、8月6日までに回答するように求めています。

「府教委アンケート」は、調査対象や調査方法、アンケート項目、実施期間のどれを見ても、教職員の意見を正しく集約するものとなっておらず、客観性、信頼性を確保できるものになっていません。貴委員会が来年度からの実施を目論む「評価・育成システム」(以下、「本システム」)の「新制度運用開始」に向けた恣意的なアンケート調査と言わざるをえません。

アンケート対象者は、評価者である校長と教育長に偏り、被評価者である教職員は圧倒的に少なくなっています。府立学校校長・准校長と市町村立学校校長、市町村教育委員会教育長は全員が対象になっていますが、教職員は府立学校で700名、市町村立学校で1400名と全体の約6%程度しか対象になっていません。しかも、2100名の教職員の中には、管理職である教頭や首席、指導教諭、教諭等が混在しており、一般教諭はさらに限定された人数になっていると思われます。

「府教委アンケート」では、対象教職員を「無作為抽出」で選ぶとしています。しかし、無作為抽出を行うためには、人為的な操作を排除した客観的なルールと抽出過程の透明性が必要ですが、それは全く明らかにされていません。さらに対象教職員に占める教頭、首席、指導教諭、教諭等の比率も明らかにされていません。これでは、貴委員会の「無作為抽出」の信頼性は保障されませんし、一般の教職員の意見を聞いたとは到底言えるものではありません。

評価者を通じて被評価者にアンケートを行う方法も問題です。教職員アンケート(市町村の場合)は貴委員会が「対象者リスト」を作り、当該校の校長が対象者に用紙の配布・回収することになっています。校長アンケートに関しても、市町村教委・府教委が配布・回収することになっています。どちらも評価者を通じて被評価者に配布・回収が実施され、被評価者(校長に対しては教職員、教育長に対しては校長)の自由な意見表明が制約される恐れがあります。

調査期間が極めて短く、事務手続きを考えると府立学校で2週間あまり、市町村立学校に至っては10日ほどで実施しなければならないこととなります。あまりにも杜撰でアリバイ的な調査になっていることは明らかです。

アンケート項目に関しても、貴委員会の「本システム」の「見直し」の方向に誘導するも

のがあります。質問項目Q5-5では、突然「本システム」の具体的な制度とは完全に切り離して、「がんばっている人とそうでない人に給与差を設けるのは適当だと思いますか」という設問を入れています。「がんばっている人」と「そうでない人」の差を誰が何を基準に判断するのでしょうか。そして、Q5-6では、「給与反映をどのように改善すればよいか」の問いに対して、給与反映を前提とした回答項目をあげ、「給与反映の廃止」を選択肢から外しています。私たちが昨年実施した府立高校教職員を対象にした検証アンケート(回答者数903名)では、7割以上の教職員が「給与反映の廃止」を望んでいると回答しています。つまり、「本システム」の最も良い改善策は、給与反映そのものの廃止なのです。しかし、この質問の選択項目は、「給与反映の廃止」を求める教職員の声を集約するものとなっていません。

私たちは、このように教職員の意見をまともに集約しようとしていない「府教委アンケート」を認めるわけにはいきません。

「評価育成システム」の制度設計を行った「教職員の資質向上に関する検討委員会」は、「本格実施段階でも、検証・改善」を行うことの重要性を指摘していました。本格実施段階でも、評価の恣意性が明らかになり大阪弁護士会が「より一層幅広く意見を求め、関係者と十分に協議を重ね、改善を図るよう」求めていました。国際機関のILO・ユネスコ共同専門家委員会も、大阪の「本システム」を現地調査し、「教員の給与と意欲に関連することが明らかになった教員評価システムを徹底的に検討するべきだと勧告する。その検証は、教室における教員の態度、意欲及び影響力のより包括的な調査に基づくこと、また同様に、教師の専門家としての高い水準と強い責任性、イニシアチブおよび自律性を基礎に、質のよい学習の利益のために評価システムを活用する最善の方法についての幅広い専門家の助言に基づいて、実施されるべきである。(37)」と指摘しています。しかし、貴委員会は、「本システム」の本格実施以降、一度も教職員の意見を聞いてきませんでした。

この間、貴委員会は、「本システム」の「制度の充実・改善」「給与反映のあり方の検討」を表明し、9月にも「決定」しようとしています。私たちは、このような重大な制度変更を提起する前に、まずは全ての教職員の意見を集約し、時間をかけて多面的な「検証」を行うことが不可欠であると考えます。上記の趣旨に基づき以下の質問と要望を行います。誠実な回答を求めます。

【質問事項】

(1) 今回の「府教委アンケート」では、全校長・准校長、市町村教育長を対象にしながら、なぜ、教職員全員を対象としないのか。貴委員会が2004年に実施した「教職員の評価・育成システム」試行実施のまとめアンケートでは全教職員を対象としていたが、なぜ、今回は実施しないのか。

(2) アンケート対象になっている2100名の教職員は、どのような方法で抽出したのか。抽出過程の透明性はどのように担保しているのか。

(3)対象教職員 2100 名の男女比や教頭、首席、指導教諭、教諭、事務職員、技師などの職種比率はどのような割合になっているのか。

(4)アンケートの方法が、評価者を通じて被評価者が実施する形になっているが、これでは被評価者(校長に対しては教職員、教育長に対しては校長)の自由な意見表明が保障されないと考えるがどうか。

(5)02年の「教職員の資質向上に関する検討委員会」最終報告は「意欲的な取り組みにつながるよう、システムの信頼性・納得性を高めた上で、顕彰や処遇等に反映していくことも求められる。」と指摘している。この点に関して貴委員会は教職員に一度も調査したことがない。現行のシステムの「信頼性・納得性」が高まっているかどうかを聞く必要があると思うがどうか。

(6)質問項目 Q5-5では、「がんばった人とそうでない人に給与差を設けるのは適当だと思いますか。」とある。「がんばっている人」とは、どのような人か。「そうでない人」とは、どのような人か。また、なぜこの質問項目を設定したのか。その意図を明らかにせよ。

(7)質問項目のQ5-6では、「給与反映をどのように改善すればよいか」問われているが、回答項目には、給与反映を前提としたものばかりになっている。なぜ、「給与反映の廃止」を項目に入れないのか。

(8)アンケートの具体的な集約方法とその時期、公表の仕方について明らかにせよ。

【要望事項】

(1)質問項目を客観性のあるものに改め、全教職員を対象にして「教職員の評価・育成システム」アンケートをやり直すこと。

(2)研究者を含めた第三者機関を設置し、検証の客観性・公正性を確保すること。

連絡先

新勤評反対訴訟団

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3-3 星光ビル1階

電話/FAX 06-6311-1250

携帯 080-6145-8019

eメール: shinkinpyouhantai@trad.ocn.jp